

沖縄都市モノレール延長の早期実現に関する要請決議

沖縄都市モノレール「ゆいレール」の開業から一年を経過して、駅周辺の開発や関連道路の整備が進められ、都市基盤の充実が促進されてきた。

環境負荷が少ない定時定速の大量輸送機関として導入された「ゆいレール」は、利便性の高い公共交通機関としてのみならず、那覇広域圏のまちづくりの核として、大きな期待が寄せられている。

しかしながら、開業当初の平成15年8月の一日平均乗客数は、4万6千人を記録したものの、平成15年度、16年度の乗客数は、需要予測を下回っており、「ゆいレール」の健全な経営を維持することのできる乗客数を確保するには、中部地域への延伸を含めた抜本的な対策が求められている。首里駅以北は石嶺地区に福祉施設や大規模集合住宅が集積し、さらに、西原町・宜野湾市をはじめとした地域には琉球大学、沖縄キリスト教学院大学、沖縄国際大学といった学園都市として発展しており、「ゆいレール」の延伸が強く求められている。

よって、本議会は、沖縄県民の宝「ゆいレール」を将来にわたり守り育てる立場から、健全な経営と公共交通機関としての利便性の向上を図るため、琉球大学までの延長を早期に実現し、さらに中部地域への延伸を強く要請する。

(あて先)
衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 国土交通大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄県知事 沖縄県議会議長
那覇市長 沖縄都市モノレール株式会社

陳情

棚原区医療廃棄物処理業者の「牛舎」 使用申請に対する反対意見について(陳情)

主旨採択

陳情者：棚原地域医療ゴミ違法焼却問題を考える会

行財政改革調査特別委員会の設置

財政難のおり、町議会としても議員定数や報酬の問題を含む議会改革に必要な調査研究を行うため、議長を除く19名の委員で構成する特別委員会を設置しました。

委員長 新川喜男 副委員長 宮城秀功

地方交付税制度の確立に関する意見書

日本国民は、どこに住んでいようと、財政状況がどうであろうと、一定の行政サービスを受ける権利がある。

「三位一体の改革」は、真の地方分権の確立に向けた改革であり、地方公共団体が自主的、自立的な財政運営を行えるようにするための改革である。

しかし政府の財政難から制度変更、総額抑制の立場から財政調整機能が低下し、財源保障機能が失われつつある。

国は、地方における三割自治と言われている中で、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することを宣言しています。

よって、地方交付税の趣旨にのっとり、国と地方公共団体の信頼関係の構築に努めるよう、下記のとおり、強く要請する。

記

- 1、地方交付税の算定基準を明確化し、適切に対応する。
- 2、地方交付税について、理不尽な大幅な削減を行わないこと。
- 3、臨時財政対策債や地域再生事業債等の起債については、後に地方交付税で補填することになっているが、これらの起債の取り扱いについては、地方交付税ではなく、国庫負担金で見るとべきである。

(あて先)
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、自由民主党幹事長、自由民主党政務調査会長、自由民主党総務会長、公明党代表、公明党幹事長、公明党政務調査会長

意見書・決議

文面は要約して掲載してあります。詳細は会議録又はホームページをご覧ください。

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、アスペルガー症候群など発達障害への対応が緊急の課題になっています。発達障害は、低年齢で現れることが多く、文部科学省の調査では、小中学生全体の6%に上る可能性があると考えられています。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行されます。この法律には、国および地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されています。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。それには、教育・福祉・就労などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められます。

そのために、下記の項目を早急の実施するよう強く要望します。

記

- 一、各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じること。
- 一、発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度(5歳児健診)や就学時健診制度を確立すること。
- 一、保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における発達障害児の受け入れと、指導員の養成・配置をすること。
- 一、発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置すること。
- 一、専門医の養成ならびに人材の確保を図ること。
- 一、発達障害児(者)への理解の普及、意識啓発を推進すること。

(あて先)
文部科学大臣 中山 成彬 殿 厚生労働大臣 尾辻 秀久 殿